



県章

滋賀県公報

平成30年(2018年)
9月14日
第4483号
金曜日

毎週火・金曜 2回発行

目次

○ 告 示

滋賀県統計調査条例に基づく県統計調査に係る調査票情報の提供(統計課)	1
保安林の指定施業要件の変更の通知(森林保全課)	1
通知の相手方が知れない保安林の指定施業要件の変更に係る掲示の要旨(森林保全課)	2
介護保険法による指定居宅サービス事業者および指定介護予防サービス事業者の廃止の届出(医療福祉推進課)	2
漁船損害等補償法の規定による同意を求めるための届出(水産課)	2
定数漁業申請期間(水産課)	3

○ 公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告(中小企業支援課)	3
公共測量終了公告(監理課)	4
都市計画決定の図書の写しの縦覧公告(都市計画課)	4
落札者決定の公告(環境政策課)	4

○ 農業農村振興事務所公告

土地改良区役員退任および就任公告(東近江、高島)	4
--------------------------------	---

○ 警察本部公告

平成30年度滋賀県警察職員(少年補導職員)採用選考公告(警務課)	5
--	---

告 示

滋賀県告示第369号

滋賀県統計調査条例(昭和26年滋賀県条例第7号)第8条の規定に基づき、次のとおり県統計調査に係る調査票情報の提供を行った。

平成30年9月14日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 県統計調査の名称 平成27年(2015年)滋賀県商品流通調査
- 2 調査票情報の提供を受ける者の名称 福井県知事
- 3 調査票情報の利用の目的 北陸新幹線の敦賀開業や新大阪開業に向け、関西圏と福井県の交流・経済活動の促進について、産業分野における府県間の取引状況を把握・分析することで、今後取り組むべき連携強化策、新たな連携策等の検討のための基礎資料とする。
- 4 利用する調査票情報の事項および範囲 入力済み個票データの全データ
- 5 利用期間 提供を行った日から平成31年3月31日まで

滋賀県告示第370号

森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第29条の規定により、次のように保安林の指定施業要件の変更をする予定である旨、農林水産大臣から通知があった。

平成30年9月14日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所 米原市(次の図に示す部分に限る。)
- 2 保安林として指定された目的 水源の涵養

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐に係る伐採種は、定めない。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度ならびに植栽の方法、期間および樹種 次のとおりとする。

(「次の図」および「次のとおり」は、省略し、その図面および関係書類を滋賀県琵琶湖環境部森林保全課および米原市役所に備え置いて縦覧に供する。)

滋賀県告示第371号

平成30年農林水産省告示第56号および平成30年農林水産省告示第58号で告示のあった保安林の指定施業要件の変更について、森林法(昭和26年法律第249号)第33条の3において準用する同法第33条第3項の規定により、当該森林の所有者にそれぞれ通知したが、次に掲げる森林については、その相手方が知れないので、同法第189条の規定により、当該通知の内容を米原市役所の掲示場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

平成30年9月14日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 指定施業要件の変更に係る保安林のうち通知の相手方が知れない部分の所在場所 米原市梓河内字黒谷600、1324、字廣畑2300、字水谷2339、字釜ヶ洞2374-1、字カタクツ子2376-1
- 2 通知の内容の要旨 平成30年農林水産省告示第56号および平成30年農林水産省告示第58号のとおり

滋賀県告示第372号

介護保険法(平成9年法律第123号)第41条第1項の指定居宅サービス事業者および同法第53条第1項の指定介護予防サービス事業者として指定した者のうち、次の者から廃止の届出があった。

平成30年9月14日

滋賀県知事 三日月 大造

事業所の名称	事業所の所在地	申請者の名称および代表者の氏名または開設者の氏名	主たる事務所の所在地	サービスの種類	介護保険事業所番号	廃止年月日
株式会社シガネイラ	守山市吉身二丁目9番20号	株式会社シガネイラ 代表取締役 池田光春	守山市吉身二丁目9番20号	福祉用具貸与 介護予防福祉用具貸与 特定福祉用具販売 特定介護予防福祉用具販売	2570700654	平成30.8.31

滋賀県告示第373号

漁船損害等補償法(昭和27年法律第28号)第112条第1項の規定による同意を求めるため、漁船損害等補償法施行令(昭和27年政令第68号)第5条第1項の規定による届出があったので、同条第3項の規定により、次のとおり公示するとともに、当該届出に係る指定漁船調書を縦覧に供する。

平成30年9月14日

滋賀県知事 三日月 大造

1 届出事項

発起人の住所および氏名	加入区	漁船損害等補償法第113条第1項の申出をする漁業協同組合の名称
大津市瀬田一丁目21-19	滋賀県瀬田町加入区	瀬田町漁業協同組合

瀬田蜆会 代表 吉田守		
大津市瀬田二丁目11-28 平岡光夫		
大津市瀬田一丁目15-20 磯田清一		

2 指定漁船調書の縦覧

縦覧期間	縦覧場所
平成30年9月14日から 平成30年9月28日まで	滋賀県農政水産部水産課

(瀬田町漁業協同組合においても、指定漁船調書を閲覧することができる。)

滋賀県告示第374号

滋賀県漁業調整規則(昭和40年滋賀県規則第6号)第7条第2項の規定に基づき、同規則第6条第3号に掲げる漁業の許可申請期間を次のとおり定める。

平成30年9月14日

滋賀県知事 三日月 大造

許可申請期間 平成30年9月28日から平成30年10月11日まで

公 告

大規模小売店舗の変更の届出の公告

大規模小売店舗立地法(平成10年法律第91号)第6条第2項の規定に基づき、大規模小売店舗に関し同法第5条第1項第6号に掲げる事項の変更をしようとする旨の届出があったので公告する。

平成30年9月14日

滋賀県知事 三日月 大造

- 1 大規模小売店舗の名称および所在地 マックスバリュ八日市店 東近江市岡田118番地
 - 2 大規模小売店舗を設置する者の氏名または名称および住所ならびに法人にあっては、代表者の氏名 マックスバリュ中部株式会社 愛知県名古屋市中区錦一丁目18番22号 代表取締役 鈴木芳知
 - 3 変更しようとする事項
 - (1) 変更前
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
マックスバリュ中部株式会社 24時間
株式会社ユタカファーマシー 9時から22時まで
 - (2) 変更後
大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻および閉店時刻
マックスバリュ中部株式会社 24時間
株式会社ユタカファーマシー 9時から23時まで
 - 4 変更年月日 平成30年9月15日
 - 5 変更の理由 利便性向上のため
 - 6 届出年月日 平成30年8月20日
 - 7 届出書類の縦覧場所および縦覧期間
 - (1) 縦覧場所
滋賀県県民生活部県民活動生活課県民情報室 大津市京町四丁目1番1号
滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 大津市京町四丁目1番1号
東近江市商工観光部商工政策課 東近江市八日市緑町10番5号
 - (2) 縦覧期間 平成30年9月14日から平成31年1月15日まで
 - 8 意見書の提出期限および提出先
 - (1) 提出期限 平成31年1月15日
 - (2) 提出先 滋賀県商工観光労働部中小企業支援課 〒520-8577 大津市京町四丁目1番1号
-

公共測量終了公告

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第2項の規定により、草津市長 橋川 渉から公共測量の終了について次のとおり通知があった。

平成30年9月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 作業の種類 公共測量(2級基準点測量)
- 2 作業の地域 草津市野路五丁目1110番1地先
- 3 作業の終了日 平成30年8月22日

都市計画決定の図書の写しの縦覧公告

野洲市が平成30年9月14日に決定した大津湖南都市計画地区計画に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法(昭和43年法律第100号)第20条第2項の規定に基づき次の場所において公衆の縦覧に供する。

平成30年9月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

図書の縦覧場所

滋賀県土木交通部都市計画課 大津市京町四丁目1番1号

滋賀県南部土木事務所管理調整課 草津市草津三丁目14-75

落札者決定の公告

特定調達契約に係る落札者を次のとおり決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令(平成7年政令第372号)第12条の規定により公告する。

平成30年9月14日

滋賀県知事 三日月 大 造

- 1 委託業務名および数量 滋賀県琵琶湖環境科学研究センター新環境情報システム開発業務委託 一式
- 2 契約に係る事務を担当する機関 滋賀県琵琶湖環境部環境政策課 大津市京町四丁目1番1号 電話 077-528-3354
- 3 落札者を決定した日 平成30年7月27日(金)
- 4 落札者の氏名および住所 藤野商事株式会社 代表取締役 藤野滋 東近江市五個荘築瀬町11番地の3
- 5 落札金額 27,800,000円(消費税および地方消費税を含まない。)
- 6 契約の相手方を決定した手続 一般競争入札
- 7 一般競争入札を行うにつき公告した日 平成30年6月15日(金)

農業農村振興事務所公告**土地改良区役員退任および就任公告**

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、愛知川沿岸土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

平成30年9月14日

滋賀県東近江農業農村振興事務所長 松 井 傳 夫

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	宇 野 一 雄	彦根市小泉町425番地56

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	有 村 国 知	愛知郡愛荘町市105番地

土地改良区役員退任および就任公告

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第16項の規定により、岸脇土地改良区から次のとおり役員が退任および就任した旨の届出があった。

平成30年9月14日

滋賀県高島農業農村振興事務所長 南 重 治

1 退任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	河 原 田 吉 則	高島市今津町岸脇313番地
〃	河 原 田 善 政	同 所393番地
〃	河 原 田 久 夫	同 所288番地
〃	遠 藤 隆 男	同 所850番地
〃	河 原 田 市 三	同 所366番地
監 事	河 原 田 作 蔵	同 所284番地
〃	河 原 田 豊 明	同 所329番地

2 就任

理事および監事の別	氏 名	住 所
理 事	河 原 田 善 政	高島市今津町岸脇393番地
〃	河 原 田 市 三	同 所366番地
〃	河 原 田 作 蔵	同 所284番地
〃	遠 藤 隆 男	同 所850番地
〃	河 原 田 豊 明	同 所329番地
監 事	河 原 田 正 則	同 所370番地 4
〃	河 原 田 順 一	同 所323番地

警 察 本 部 公 告

平成30年度滋賀県警察職員(少年補導職員)採用選考公告

平成30年度滋賀県警察職員(少年補導職員)採用選考を次のとおり行います。

平成30年9月14日

滋賀県警察本部長 鎌 田 徹 郎

- 1 試験区分および採用予定人員 滋賀県警察職員(少年補導職員) 1人
- 2 採用予定日 平成31年4月1日(月)(採用の時期は、変更になることがあります。)
- 3 勤務先 滋賀県警察本部または滋賀県内の警察署
- 4 職務内容 少年の非行防止に関する調査、少年事件の調査、少年相談、少年補導、少年の福祉を害する犯罪の予防、少年をめぐる環境の浄化等の業務に従事します。
- 5 受験資格
 - (1) 次のいずれにも該当する者が受験できます。
 - ア 昭和59年4月2日以降に生まれた者
 - イ 学校教育法(昭和22年法律第26号)に基づく大学(短期大学を含む。)を卒業し、または同法に基づく大学院を修了した者(平成31年3月31日までに卒業または修了見込みの者を含む。)
 - ウ 上記イの大学または大学院において、教育学、心理学、幼児教育学、初等教育学もしくは社会福祉学またはこれらに相当する専門課程を履修した者(平成31年3月31日までに履修見込みの者を含む。)
 - (2) 次のいずれかに該当する者は受験できません。
 - ア 日本国籍を有しない者
 - イ 成年被後見人または被保佐人(準禁治産者を含む。)
 - ウ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでまたはその執行を受けることがなくなるまでの者
 - エ 滋賀県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
 - オ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法またはその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、またはこれに加入した者
- 6 選考前考査
 - (1) 第1次考査
 - ア 日時 平成30年10月20日(土)
 - 受付 8時30分～8時45分

教養試験 9時～11時

論文試験 11時10分～12時10分

適性検査 12時20分～13時20分

イ 場所 滋賀県警察本部(大津市打出浜1番10号)

ウ 方法 次の方法により行います。

(7) 教養試験 短期大学卒業程度で、択一式により、公務員として必要な社会、人文および自然に関する一般知識ならびに文章理解、判断推理、数的推理および資料解釈に関する一般知能について筆記試験を行います。

(4) 論文試験 識見、思考力、表現力等についての試験を行います。

(6) 適性検査 公務員として必要な適性について検査を行います(第2次考査合格者のみ判定を行います。検査結果は、8(2)の滋賀県人事委員会で実施される選考の参考とします。)

エ 結果発表 平成30年11月上旬に合格者宛て通知します。

(2) 第2次考査

ア 受験できる者 第1次考査の合格者

イ 日時および場所 平成30年11月下旬に、滋賀県警察本部で行う予定ですが、詳細は第1次考査の合格者に通知します。

ウ 方法 少年補導職員としての知識および技能ならびに公務遂行能力等についての面接による口述試験を行います。

7 選考前考査合格者の発表 平成30年12月中旬に合格者宛て通知します。

8 選考

(1) 選考を受ける者 選考前考査の合格者

(2) 日時および場所 平成31年1月上旬に、滋賀県人事委員会で実施される選考を受けていただきます。

(3) 方法 口述試験(主として人物についての面接試験)ですが、詳細は選考前考査の合格者に通知します。

(4) 選考の合格者の発表 平成31年1月中旬に、採用の内定を合格者に通知します。

9 給与等

(1) 給料は、大学卒は月額約196,000円(地域手当を含む。)、短期大学卒は月額約178,000円(地域手当を含む。)で、そのほかに扶養手当、通勤手当、住居手当、特殊勤務手当、期末・勤勉手当、時間外勤務手当等がそれぞれの条件に応じて支給されます。また、経歴その他に応じて上記の額に所定の額が加算されます。なお、この額は、平成30年4月1日現在のものです。

(2) 昇給は、原則として毎年1回行われます。

10 受験申込手続および受付期間

(1) 受験案内および受験申込書の請求 受験案内および受験申込書は、滋賀県警察本部警務課採用係に請求してください。また、県内の警察署でも交付します。

(2) 受験申込み先 受験申込書に必要な事項を記入し、滋賀県警察本部警務課採用係へ提出してください(県内の警察署での受付は行いません。)

(3) 受験申込みの受付期間

ア 持参による場合 平成30年9月14日(金)から平成30年10月5日(金)まで(土曜日、日曜日および祝日を除く。)の執務時間中(8時30分から17時15分まで)に受け付けます。

イ 郵送による場合 平成30年9月14日(金)から平成30年10月5日(金)までの消印のあるものに限り受け付けます。なお、必ず特定記録郵便または簡易書留により送付してください。

11 問合せ先 この採用試験についての問合せは、滋賀県警察本部警務課採用係(〒520-8501 大津市打出浜1番10号 フリーダイヤル 0120-204-314)にしてください。